

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年1月15日（平成30年（行情）諮問第22号）

答申日：平成30年9月12日（平成30年度（行情）答申第223号）

事件名：「被収容者のラジオ及びテレビ視聴等に関する実施細則」の制定について」（特定年度 特定刑事施設）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書2及び文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月6日付け大管発第2910号をもって大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

2（1）（処分庁が行政文書開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の項の（1）において説明する、別紙の2に掲げる文書2の不開示部分に係る不開示理由を指す。）具体的な操作方法がわかったところで、その器具が設置された刑事施設内に侵入することを要し、「おそれ」は現実的でなく、不開示は違法で理由がない。

（2）（処分庁が上記通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の項の（2）において説明する、別紙の2に掲げる文書6の不開示部分に係る不開示理由を指す。）業務担当の不開示に一定の理由があったとしても、業務内容の不開示には理由なく処分は違法。

（2）意見書

2（2）（下記第3の2（2）を指す。）処分庁主張について文章から計算するに、「事務の適正な遂行に支障を生じるおそれ」は、1/512である。

このような確率の「おそれ」まで考慮しては、あらゆる文書が不開示となってしまう、法の精神に反し違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、法に基づき、行政文書開示請求書により開示請求を行ったことを受けて、処分庁が、平成29年10月6日付け大管発第2910号行政文書開示決定通知書をもって、別紙の2に掲げる文書1ないし文書9の行政文書を一部開示するとの決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、
 - (1) 文書2中の「ラジオ緊急停止スイッチ操作マニュアル」については、刑事施設に侵入しなければ操作できないのであり、不開示理由とされている妨害行為を容易にする「おそれ」は現実的でなく、不開示は違法である（以下「本件請求趣旨1」という。）。
 - (2) 文書6において、業務担当を不開示とすることについて一定の理由があったとしても、業務内容を不開示とする理由はなく、不開示は違法である（以下「本件請求趣旨2」という。）。
旨主張していることから、以下、本件請求趣旨1及び2に係る各文書の不開示情報該当性について検討する。
- 2 本件請求趣旨1に係る不開示情報該当性について
 - (1) 文書2は、特定刑事施設における被収容者のラジオ及びテレビの視聴等に関する運用方法等を規定した達示であるところ、処分庁は、法5条6号に該当することを理由として、当該文書の一部を不開示としている。
 - (2) 不開示とされたのは、処遇部門事務室に設置されたラジオ緊急停止スイッチの操作マニュアル部分であるところ、当該不開示部分を公にした場合、当該設備の機能や操作方法等が判明することとなり、特定刑事施設における施設機能を妨害し、あるいは当該スイッチを不正に作動させることにより職員の注意を引いて視察等職務遂行を分散させ、その機会に乗じて逃走等の異常事態をじゃっ起することなどを企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、法5条4号に該当するものと認められるほか、これら異常事態の発生を未然に防止するため、当該設備の設置箇所等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、特定刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号にも該当する。
- 3 本件請求趣旨2に係る不開示情報該当性について
 - (1) 文書6は、特定刑事施設における作業安全及び衛生管理に係る達示の一部改正に関する文書であり、処分庁は、法5条1号、4号及び6号に該当することを理由として、特定刑事施設において作業安全及び衛生管理に従事する職員の具体的な業務担当・区分に関する記載部分及び危険作業に従事する者を明示的に識別する措置に関する記載部分を不開示としているところ、別表4において、一部、被収容者が従事する作業の類型に関する記載（以下「本件業種記載」という。）が不開示とされてお

り、本件業種記載については、審査請求人が主張する「業務内容」に該当するともいえる。

なお、文書 6 中、本件業種記載以外に「業務内容」に該当する部分を不開示とした事実はない。

(2) 本件業種記載については、本件達示本文中において、既に開示されており、不開示情報にも該当しないと考えられることから、本件業種記載部分については開示すべきである。

4 以上のとおり、本件請求趣旨 2 に係る文書 6 別表 4 の本件業種記載部分については、開示すべきであるが、本件請求趣旨 1 に係る文書 2 において法 5 条 6 号に該当するとして不開示としたことについては妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 1 月 15 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 23 日 審議
- ④ 同年 2 月 1 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 9 月 10 日 本件対象文書の見分及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の 1 に掲げる文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 9 を特定し、その一部が法 5 条 1 号、4 号及び 6 号に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記の不開示部分のうち、①文書 2 に係る不開示部分（不開示理由は法 5 条 6 号。なお、諮問庁において同条 4 号を追加している。）の開示を求めている外、②文書 6 に係る不開示部分（不開示理由は同条 1 号、4 号及び 6 号）のうち、業務担当に係る記載部分ではなく、具体的な業務内容に係る記載部分の開示を求めていると解されること、諮問庁は、①に関しては、原処分を妥当であるとし、②に関しては、一部の記載部分（文書 6 の別表 4 の末行の 1 文字目ないし 13 文字目及び 25 文字目ないし 35 文字目）は開示すべきであるが、その余の不開示部分（以下、文書 2 に係る不開示部分と併せて「不開示維持部分」という。）については原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 文書 2 に係る不開示維持部分について

ア 標記の不開示維持部分には、特定刑事施設の処遇部門事務室に設置

されたラジオ緊急停止スイッチの操作マニュアルが記載されていると認められる。

イ そこで、刑事施設において行われる業務の性質等に照らして検討すると、標記の不開示維持部分を公にした場合、上記アの設備の機能や操作方法等が判明することとなり、特定刑事施設における施設機能を妨害し、あるいは当該設備を不正に作動させることにより職員の注意を引いて視察等の職務の遂行を分散させ、その機会に乗じて逃走等の異常事態をじゃっ起することなどを企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、異常事態をじゃっ起させ、又はその発生危険性を高めるおそれがある旨の諮問庁の説明は、是認できる。

ウ したがって、標記の不開示維持部分は、これを公にすることにより、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書6に係る不開示維持部分について

ア 標記の不開示維持部分には、特定刑事施設において作業安全及び衛生管理に従事する職員の具体的な業務担当・区分に関する記載並びに危険作業に従事する者を明示的に識別する措置に関する記載はあるものの、審査請求人が開示を求める特定刑事施設の職員の業務内容そのものに関する記載はないと認められる。

イ そうすると、審査請求人の上記1②の主張は、その前提において理由がないともいえるが、その点はおくとしても、標記の不開示維持部分について、刑事施設において行われる業務の性質等に照らして検討すると、標記の不開示維持部分を公にした場合、被収容者や外部の協力者等が直接的に被収容者等を指導、監督する職員に圧力を加え、当該職員が適正な職務を遂行することをちゅうちょするなどし、その結果、異常事態をじゃっ起させ、又は危険性を高めるほか、逃走及び外部から身柄の奪取を企図する者にとって、その計画を容易にするおそれがあり、逃走及び身柄の奪取等の保安事故が発生することが否定できず、したがって、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

ウ したがって、標記の不開示維持部分は、法5条4号に該当し、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、4号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求文書

「達示 発出達示」（平成28年度 特定刑事施設）（ただし，平成28年9月1日から，平成29年3月31日に発出したもの）

2 処分庁が特定した文書

文書1 平成28年9月21日付け達示第14号「「特定刑事施設矯正情報セキュリティ対策実施手順運用細則」の制定について」の一部改正について」（平成28年度 特定刑事施設）

文書2 平成28年9月28日付け達示第15号「「被収容者のラジオ及びテレビ視聴等に関する実施細則」の制定について」（平成28年度 特定刑事施設）（本件対象文書）

文書3 平成28年11月7日付け達示第16号「「病舎・一般舎房休養患者の心得の制定について」を廃止することについて」（平成28年度 特定刑事施設）

文書4 平成28年12月27日付け達示第17号「「刑執行開始時及び釈放前の指導等の実施細則の制定について」の一部を改正することについて」（平成28年度 特定刑事施設）

文書5 平成29年2月1日付け達示第1号「「備薬箱の設置及び取扱実施細則」の制定について」（平成28年度 特定刑事施設）

文書6 平成29年2月2日付け達示第2号「達示の一部改正について」（平成28年度 特定刑事施設）（本件対象文書）

文書7 平成29年2月23日付け達示第3号「「特定刑事施設矯正情報セキュリティ対策実施手順運用細則」の制定について」の一部改正について」（平成28年度 特定刑事施設）

文書8 平成29年3月21日付け達示第4号「非常勤職員に関する事務処理要領について」（平成28年度 特定刑事施設）

文書9 平成29年3月30日付け達示第6号「出納官吏等の帳簿及び金庫の検査確認について」（平成28年度 特定刑事施設）